支障事例

受検したいけど、

~継続的な能力開発~



実務経験として加算される部署の人員配置には限りがあり、 先に配属された職員がある程度の実務経験を得るまで意欲有 る職員の当該部署への配置が先延ばしになり、受検資格がないことから、一級建築士試験に合格してからの継続的な能力 開発が阻害されている。

いつになったら、建築行政が経験できるかわかなないなり有り

建築行政



支障事例

~職員の配置転換~



●既に建築基準適合判定資格を所持し、建築主事として業務を している職員の配置転換を円滑に行うことができない。

> 後任となる若手建築 <u>主事</u>を確保しないと いつまでたっても配 置換えできない





CJ





●建築基準適合判定資格者検定について、受検時に建築行政に関する2年以上の実務経験を求める要件を見直し、 資格登録までに実務経験を積んでいればよいこととする。

【支障となる法令】 建築基準法第五条第三項





- ●「受検資格(二年以上の実務経験なし)」で受検が可能に!
 - 一級建築士試験に合格した者であれば受検できることとなり、受検機会が拡大
- 実務経験は免許登録要件に!
 - 改正前は受検要件として扱われていた実務経験が、改正後は免許の登録要件となり、実務経験年数は受検前後で通算可能

